

憲法 出題趣旨

第1期

法科大学院に既修者として入学する者には、法律基本科目の各分野の原理・原則の理解、並びに判例及び学説の基本的・体系的知識の修得がまず求められるが、法的考察の作法に則った論述を展開できる基礎的な能力を身につけていることも重要である。

本問の出題趣旨は、憲法分野につき、本法科大学院に既修者として入学する者に求められる学修レベルに到達しているかどうかを判定するため、薬局開設に適正配置を求めた法律の規定が違憲とされた憲法判例で問題となった法制度を示し、同判例の立場の基礎的理解を問うとともに、これに対する学説の見解をもふまえ、憲法問題の提示、説得力ある法的構成、及び具体的検討を、論述という形で適切に行う能力を問うところにある。

第2期

法科大学院に既修者として入学する者には、法律基本科目の各分野の原理・原則の理解、並びに判例及び学説の基本的・体系的知識を修得していることがまず求められるが、法的考察の作法に則った論述を展開できる基礎的な能力を身につけていることも重要である。

本問の出題趣旨は、憲法分野につき、本法科大学院に既修者として入学する者に求められる学修レベルに到達しているかどうかを判定するため、憲法第21条第1項が保障する集会の自由に関する問題のうち、いわゆる暴走族の規制を定めた条例の合憲性というテーマに関する憲法判例を素材とした具体的事例を示し、同テーマについての判例の立場の基礎的知識を問うとともに、事案の分析、憲法問題の提示、違憲審査基準の設定、当該法令の合憲性の具体的検討を、論述という形で適切に行う能力を問うところにある。

第3期

法科大学院に既修者として入学する者には、法律基本科目の各分野の原理・原則の理解、並びに判例及び学説の基本的・体系的知識の修得がまず求められるが、法的考察の作法に則った論述を展開できる基礎的な能力を身につけていることも重要である。

本問の出題趣旨は、憲法分野につき、本法科大学院に既修者として入学する者に求められる学修レベルに到達しているかどうかを判定するため、多数の暴力主義的破壊活動者の集合の用等に従事し、又は従事するおそれのある建築物等にかかる用に従事することを禁止する国土交通大臣の命令や、かかる命令の履行を確保するために必要な限度においての行政職員の入入り又は質問について定めた法律の関係規定を示し、それらの合憲性についての判例の立場の基礎的知識を問うとともに、これに対する学説の見解をもふまえ、説得力ある考察を、論述という形で適切に行う能力を問うところにある。

第4期

法科大学院に既修者として入学する者には、法律基本科目の各分野の原理・原則の理解、並びに判例及び学説の基本的・体系的知識を修得していることがまず求められるが、法的考察の作法に則った論述を展開できる基礎的な能力を身につけていることも重要である。本問の出題趣旨は、憲法分野につき、本法科大学院に既修者として入学する者に求められる学修レベルに到達しているかどうかを判定するため、外国人の人権というテーマのうち、管理職選考試験の受験に国籍要件を課していた東京都の取扱いが憲法第14条第1項・第15条第1項等から導かれる公務就任権や憲法第22条第1項の職業の自由を侵害しないか否かが問題となった具体的事例を提示し、同テーマに関する判例の立場や学説の見解をふまえ、事案の分析、憲法問題の提示、違憲審査基準の設定、当該法令の合憲性の具体的検討を、論述という形で適切に行う能力を問うところにある。

第5期

法科大学院に既修者として入学する者には、法律基本科目の各分野の原理・原則の理解、並びに判例及び学説の基本的・体系的知識を修得していることがまず求められるが、法的考察の作法に則った論述を展開できる基礎的な能力を身につけていることも重要である。本問の出題趣旨は、憲法分野につき、本法科大学院に既修者として入学する者に求められる学修レベルに到達しているかどうかを判定するため、憲法第19条の思想・良心の自由に関する問題のうち、公立学校教師の君が代の起立斉唱をめぐる具体的事例を提示し、同テーマに関する判例の立場や学説の見解をふまえ、事案の分析、憲法問題の提示、違憲審査基準の設定、当該法令の合憲性の具体的検討を、論述という形で適切に行う能力を問うところにある。